

2022年3月15日
全国地方銀行協会

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令案
に関する意見

- 命令案（概要）の2. (1)において、「様式第1号について、確定拠出年金運営管理業の登録申請を行う者の手続負担の軽減等を図る観点から、主要株主又は出資者の欄を削除する」旨が盛り込まれている。

これは、様式第1号から「主要株主又は出資者」の欄を削除することに加え、第2条第2号を削除（「登録申請書に記載するその他の事項」から主要株主の商号・住所・持株割合が削除）するものと理解している。

これにより、確定拠出年金運営管理機関において、主要株主の商号・住所・持株割合に変更があった場合の届出が不要になり、管理機関の手続負担の軽減が図られると考えている。

- 一方、引き続き、登録申請書への記載が求められる「役員の兼職状況」については、変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。

銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。

このため、銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合は、「役員の兼職状況」の記載を不要としても問題ないとする。

- また、登録申請書に添付する役員の履歴書に電話番号の記載が必要になっている。確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するのであれば、役員の氏名の届出で足り、電話番号は不要と考える。
- 確定拠出年金運営管理機関のさらなる手続負担の削減に向けて、上記の見直しについても検討いただきたい。

以 上